

税務署からのお知らせ

# 公的年金等に係る雑所得を有する方の所得税の 確定申告不要制度の創設について

平成 23 年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

- 詳しくは、東松山税務署（☎ 0493-22-0990）にお問い合わせください。
- ※上記に該当するかであっても、例えば医療費控除などによる、所得税の還付を受けるための確定申告書については、提出することができます。
- ※上記に該当する方であっても、例えば上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。
- ※上記に該当する方であっても、住民税の申告は必要です。

# 都市計画の案の縦覧について

県が決定する東松山都市計画の変更にあたり、都市計画法第 17 条に基づく都市計画の案の縦覧を下記のとおり行います。



○都市計画案の縦覧

- 内 容** 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び、東松山市葛袋地区、吉見町西吉見南部地区に係る「区域区分」、「用途地域」の変更
- 縦覧期間** 1月13日（金）～27日（金）  
※土・日を除く各窓口の受付時間内
- 縦覧場所** 県都市計画課、町まちづくり整備課、東松山県土整備事務所

○案に対する意見書の提出

- 対 象** 東松山市、吉見町、滑川町、嵐山町に住所を有する個人、法人及び利害関係人
- 提出方法** 1月27日（金）までに直接提出または郵送（必着）で、町まちづくり整備課（〒355-0211 嵐山町大字杉山 1030-1）または県都市計画課都市計画担当（〒330-9301 所在地記入不要）まで。

○問合せ

県都市計画課（☎ 048-830-5341） 町まちづくり整備課管理建設担当（☎ 62-0721）  
案については、県都市計画課ホームページ  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/toshikeikakunosintyoku/> でもご覧になれます。

# 労働保険のお知らせ — 事業主の皆さんへ

労働保険料（労災保険・雇用保険）の第三期分の納期限は 1 月 31 日です。  
納付書につきましては納期限の 10 日前頃、事業場に送付しますので、最寄りの金融機関にて納付をお願いいたします。なお、納期限を過ぎての納付の場合には延滞金を徴収することとなりますので、ご注意ください。

**問い合わせ** 埼玉労働局労働保険徴収課 ☎ 048 - 600-6203



福島春生さん



栗原和夫さん

## 叙勲受章の栄誉に輝きました

平成 23 年秋の叙勲（11 月 3 日付発令）が発表になり、福島春生さん（根岸）、栗原和夫さん（広野）がともに瑞宝双光章を受章されました。

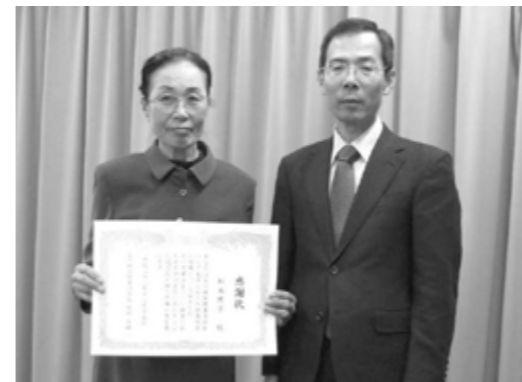
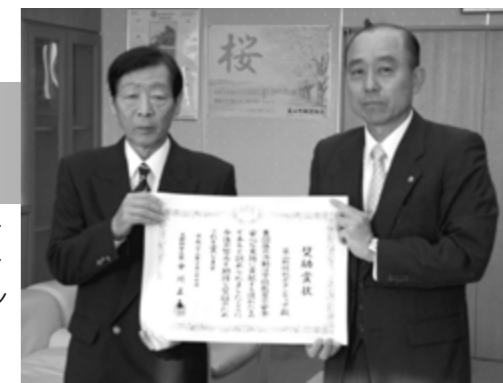
瑞宝双光章は、国家又は公共に対し功績があり、公務等に長年従事された方が対象となる、勲章の種類の一つです。

福島さんは、公立養護学校長に就任されるなど、教育への多大なる功労が称えられ受章になりました。また、栗原さんは、中小企業庁指導部指導課情報化企画調整官としての経歴をお持ちで、通産行政事務功労として受章されました。

叙勲受章おめでとうございます。

## 文部科学大臣表彰受賞 おめでとうございます

嵐山町防犯ボランティアが、学校安全ボランティア活動奨励賞を受賞しました。嵐山町防犯ボランティアは、平成 18 年に活動を開始し、学校の安全ボランティア活動の実施に尽力してこられました。



## 法務大臣感謝状受賞おめでとうございます

長年にわたり、保護司として更生保護活動に尽力された功績により、松本照子さん（勝田）が法務大臣感謝状を受賞されました。感謝状は、12 月 15 日にさいたま保護観察所所長から授与されました。更生保護活動は、地道な活動ですが、長い間の献身的な活動が認められての受賞と伺っております。受賞おめでとうございます。

## ウォーキング講習会 『嵐山カントリー クラブ内を歩こう』

去る 11 / 21（月）紅葉が鮮やかな秋晴れの中、きれいにコース管理された嵐山カントリークラブのコースをお借りして、ウォーキングインストラクター奥野清歩先生の指導により開催されました。



歩く前に、シューズの履き方から



ウォーキングインストラクター  
奥野清歩先生



美しい景色を眺ながらウォーキング



整備されたフェアウェイが気持ちいい